

三次市告示第149号

三次市保育士等就職応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

三次市長 福岡 誠志

三次市保育士等就職応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の保育所等に新たに就労する保育士等の確保及び定着を図り、保育士不足を解消することを目的として、予算の範囲内において三次市保育士等就職応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等 次のいずれかに該当する者

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「推進法」という。）第15条第1項に規定する保育教諭

ウ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成24年広島県条例第3号）附則第2条及び第5条の規定により
保育士とみなされる者

- (2) 転入者 市内の保育所等に勤務を開始した日の2箇月前から第5条第1項の申請書を提出する日までの間に市外から市内へ転入した者
- (3) 保育所等 市内に所在する次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 法第35条第4項の規定により認可を受けた施設
 - イ 推進法第3条第1項の規定により認可を得て認定こども園を運営する施設
 - ウ 三次市保育所設置条例（平成16年三次市条例第138号）別表に定める保育所のうち市が指定する受託業者が運営する施設
 - エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けた施設
 - オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けた施設

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等に保育士等として新たに就労した者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降に雇用された者であること。
- (2) 保育所等に新たに就職した日から過去1年間に保育士等としての勤務経験がないこと。
- (3) 保育所等の設置者又は運営する者に、常勤職員（1日当たり6時間以上かつ1箇月当たり20日以上勤務する職員）として直接雇用されていること。
- (4) 保育所等において、勤務が継続して3年以上見込めること。
- (5) 現住所地における市税等を滞納していないこと、及び転入者については、前住所地においても滞納していないこと。
- (6) 過去にこの告示又はこの告示の趣旨と同様の補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1人につき20万円とする。ただし、交付対象者が転入者である場合は、三次市移住支援金交付要綱（令和5年三次市告示第161号）

に規定する三次市移住支援金の交付を受ける者を除き、転入加算給付として、10万円を追加交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、三次市保育士等就職応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士登録証の写し、保健師免許証、看護師免許証若しくは准看護師免許証の写し、又は幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)の写し(保育教諭にあつては、保育士登録証及び幼稚園教諭の免許状の写し)
- (2) 前歴証明書又は保育所等に提出した履歴書の写し
- (3) 保育所等の就労証明書(様式第2号)
- (4) 誓約書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 本市に住所を有しない者又は転入加算を受けようとする者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市税等の未納がないことを証明する書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、三次市保育士等就職応援補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、三次市保育士等就職応援補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する請求書の提出があつたときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(変更事項の届出)

第9条 交付決定者は、保育所等に就労した日から起算して3年が経過するまでに、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、三次市保育士等就職応援補助金変更届(様式第6号)にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育所等を退職し、退職後1箇月以内に他の保育所等に就労した場合(他の保育所等に転職した場合を含む。) 保育所等の就労証明書(様式第2号)
- (2) 出産に伴い退職・休職し、出産後おおむね1年以内に同一の保育所等に復職した場合 母子保健手帳の写し及び保育所等の就労証明書(様式第2号)
- (3) 交付決定者の病気又は災害により就労を継続できなくなったと市長が認める場合 医師の診断書の写し又は災証明書
- (4) 雇用者の都合による解雇その他やむを得ない理由により就労を継続できなくなったと市長が認める場合 市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 保育所等に就労した日から起算して3年を満たずに退職したとき。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合を除く。
- (2) 保育所等に就労した日から起算して3年を満たずに施設長、主任保育士その他の主として保育に従事する職以外の職に従事することとなったとき。
- (3) 転入加算の交付を受けた者が保育所等に就労した日から起算して3年を満たずに市外へ転出したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、三次市保育士等就職応援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、三次市保育士等就職応援補助金返還

命令通知書（様式第8号）により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年6月15日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（告示失効後の経過措置）

3 第10条及び第11条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。